



交通違反等の調査

過去に無免許運転で処分を受けたり、免許取消処分を受けたり、拒否されたことがありますか。又は過去1年以内に免許停止処分を受けたことがありますか。

1. はい 2. いいえ

誓約書

このたび貴校に入校致しますが、下記事項を厳守することを誓約致します。

き記

- 1. 私は別紙「一定の病気にかかっている方、及びそのご家族の皆さん等へのお願ひ」を受け取りました。その内容について、十分理解しました。また、今後、当該事項について、虚偽の申告は致しません。
2. 在学中はもちろん、卒業後も交通ルールを厳守し、絶対に暴走・無謀運転は致しません。
3. 上記の交通違反等の申告内容は、事実に相違ありません。また、卒業するまでに該当又は判明したときは、速やかに貴校へ申し出ます。
4. 在学中は貴校の規則を厳守し、規律ある教習態度をもって行動し、職員各位の指示に従い、迷惑を掛けるようなことは致しません。
5. 教習又は検定中は携帯電話の電源は必ず切ります。
6. スクールバスや教習・検定等で後席に座る場合でも、全席でシートベルトを着用します。
7. 交通規則に違反し、または学校規則に違反した行為のあった場合は、退校処分を受けても異存ありません。
8. 私の都合により、教習期限や検定受験期間等の期限切れになった場合は、異議を申し立てません。また、損害賠償等の請求も一切致しません。
9. 天災、異常気象、道路交通障害、その他やむを得ない事情により、教習が中止または繰り延べになった場合、貴校の指示に従い、異議を申し立てません。また、損害賠償等の請求も一切致しません。
10. 教習又は検定中において、私の故意もしくは重大な過失によって、自己の生命、身体等に損害があった場合は、私が一切の責任を負います。
また、他の教習生の過失等により傷害を蒙った場合は、当事者によって賠償の責務を分担し、貴校および貴校の職員に対し、いかなる賠償請求、若しくは紛争解決の斡旋要求は致しません。
11. 教習料金は、卒業検定の予約時までには全額納入します。未納の場合は、卒業証明書等が発行されないことに承諾致します。
12. 教習料金の改訂が行われた場合は、新料金に従って支払います。
また、一度納入した諸料金は、技能教習料及び学科教習料の残額を除いては、返金の申し立てを一切致しません。
13. 消費税率が改正された場合、技能・学科・検定試験の各受講時点での新税率で支払います。
14. 入校申込書に記載した個人情報、貴校の日常の教習業務遂行上、及び貴校が行う各種ご案内の発送等に必要の場合、これを使用することに承諾致します。
(個人情報保護に関する揭示は、当校ホームページ http://www.chusei-ds.com/ に掲載されております)

お読みになりましたら、各項目番号の前の に [ ] をつけてください。全てに [ ] が無い場合は入校できません。

中勢自動車学校長 様

平成 年 月 日(申込)

入校生署名

未成年の方は以下に保護者(親権者)の自筆の署名が必要です。(代筆不可)

(続柄) 保護者署名

一定の病気にかかっている方及びそのご家族の皆さん等へのお願い

※一定の病気：認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病、無自覚性の低血糖症、睡眠障害、その他運転に支障のあるもの

- 自動車教習所に入所する前に、必要に応じて、警察に相談してください。
  - ・ 運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、一定の病気にかかっている方及びその家族の皆さん等から運転免許に関する相談をお受けしています。
- 仮免許の取得、運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。虚偽の申告をした場合は罰則が適用されます。
  - ・ 仮免許の申請時に、以下のような質問に回答していただきます。

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、または原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かなくなったことがある。
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
  - ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
  - ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。
  - ・ 処方されている薬を忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど。
- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。

三重県警察

運転適性相談窓口  
運転免許センター内

059-229-1212  
適性相談係